

⑦学生納付金に関する情報

平成24年度

大学名	学科・専攻科等	学年	入学金 単位 (円)		学生納付金 単位 (円)				納付時期			
			金額	納付時期	授業料	施設拡充費	預り金*1	合計	前期納付時期	後期納付時期		
					金額	金額	金額	金額				
徳島工業短期大学	自動車工業学科	1年	250,000	入学手続完了日	840,000	260,000	174,000	1,274,000	3月24日	9月30日		
		2年	0		880,000	260,000	75,000	1,215,000	4月30日	9月30日		
		[学費減免制度の概要] ・減免対象の種類・要件 (1) 本学専任職員及び非常勤職員並びに本学卒業生及びその子女については、入学検定料を免除する。 (2) 入学時30歳以上60歳未満の社会人入学者については、授業料を半額免除とする。 (3) 入学時60歳以上の社会人入学者については、授業料を70%免除とする。 (4) 沖縄県内及び離島振興法による離島の高校出身者については、1年前期の授業料を免除する。 (5) 災害救助法適用地域で自己所有住家が半壊以上の被害を受けた世帯からの入学者については、1年前期の授業料を免除する。 (6) 専門学校、短期大学、大学の既卒者及び当該受験年度卒業予定者で30歳未満の入学者については、入学金を免除する。 (2)から(5)の授業料減免及び(6)の入学金免除については、本学独自の奨学制度と合わせ、学生一人につきいずれか一種の適用とする。 ・授業料減免の必要手続き等 (1) 申請及び必要書類 本学の授業料の減免を受けようとする学生は、前項各号の要件に該当していることを証明する書類を添えて学長に申請書を提出しなければならない。 (2) 適用の取消し 減免を受けた学生が学則第52条の罰則の適用を受けた場合は、減免を取り消すことができる。 ・外国留学生授業料の減免 経済的理由により修学困難と認められた場合、授業料は70%減免する。ただし、つぎの場合はその限りでない。 ① 留年学生は、全額徴収する。 ② 日本の法律または条令、本学の学則または規程などに違反し、停学以上の処分を受けた場合は、以後の授業料の減免はしない。										
		専攻	専攻科	1年	250,000	入学手続完了日	840,000	260,000	100,000	1,200,000	3月24日	9月30日
				2年	0		840,000	260,000	60,000	1,160,000	4月30日	9月30日
				[学費減免制度の概要] ・減免対象の種類・要件 (1) 本学自動車工業学科の卒業生は、入学金を免除する。 (2) 自動車工学専攻のみの減免 ① 6月入学試験及び各学期で最も優秀な成績を収めた学生は、それぞれ1年前期、次学期の授業料を50%免除する。 ② 本学車体整備工学専攻を修了して本専攻に入学する学生は、2年間の授業料を30%免除する。 ・必要手続き等 上記、自動車工業学科と同じ。 ・外国留学生授業料の減免 上記、自動車工業学科と同じ。								
				*1 預り金の内訳は、教科書代、実習服・靴・帽子代、体操服、交通安全教育費、保護者会費、同窓会費などである。 *2 預り金の内訳は、教科書代、実習服、保護者会費などである。								

*1 預り金の内訳は、教科書代、実習服・靴・帽子代、体操服、交通安全教育費、保護者会費、同窓会費などである。

*2 預り金の内訳は、教科書代、実習服、保護者会費などである。

学生寮入寮者	単位 (円)	
1 入寮費	30,000	
2 保証金	60,000	自室電気代、修繕費等に充当。年度末精算。
3 共益費	60,000	
4 食費	320,000	
5 部屋代	312,000~372,000	